大口町告示第23号

大口町同居支援補助金及び大口町近居支援補助金交付要綱を次のように定める。

平成31年3月27日

大口町長 鈴木雅博

大口町同居支援補助金及び大口町近居支援補助金交付要綱

(目的)

- 第1条 この要綱は、町外在住の子世帯と町内在住の親世帯と同居又は近居するために住宅等をリフォーム、新築等又は取得する場合に、その費用の一部を補助することにより、子の子育てに対する不安又は負担を軽減するとともに、若年層の定住を促進させ、将来にわたって活気あるまちづくりにつなげること、若しくは親の見守りや生きがいづくりにつながる環境を整えることで本町の定住人口の増加を図るとともに、バランスのとれた人口構成を実現し、空家の発生の抑制及び地域社会の活性化に資することを目的とするため、大口町同居支援補助金及び大口町近居支援補助金(以下「補助金」という。)の交付について必要な事項を定めるものとする。
- 2 大口町同居支援補助金及び大口町近居支援補助金交付要綱は、大口町同居支援 補助金(以下「同居支援補助金」という。)及び大口町近居支援補助金(以下 「近居支援補助金」という。)により構成するものとし、交付については、予算 の範囲内において、補助金を交付する。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
 - (1) 子世帯 夫婦(第6条第1項における交付申請書の提出日(以下「申請日」 という。)から1年以内に婚姻する者(以下「婚約者」という。)を含む。)又 は親子で構成される世帯
 - (2) 子 子世帯の世帯主又はその配偶者
 - (3) 親世帯 親を構成員とする世帯
 - (4) 親 子のいずれかの父母又は祖父母
 - (5) 居住 現に居住し、かつ住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民登録を行っていること。
 - (6) 同居 親世帯と子世帯が同一敷地内に居住すること。

- (7) 近居 町内に居住すること。
- (8) 同一敷地 一の建築物又は用途上不可分の関係にある2以上の建築物のある 一団の土地及びそれに隣接する土地
- (9) 住宅等 一戸建ての住宅及び分譲マンションの住戸
- (10) 新築等 住宅等を新築し、増築し、又は改築すること
- (11) 空家住宅等 1年以上居住その他の利用がされていない状態の空家及びその土地
- (12) リフォーム 住宅等の修繕、模様替え等又は機能向上のために行う補修、 改造若しくは設備改善のための工事
- (13) 取得 住宅等を子又は親が購入し、所有すること。
- (14) 町内業者 町内に事務所を有する法人又は個人の施工業者 (補助対象者)
- 第3条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)のうち、同 居支援補助金の交付対象者は、次に掲げる要件の全てを満たす子又は親とし、近 居支援補助金の交付対象者は、次に掲げる要件の全てを満たす子とする。
 - (1) 子世帯が補助金の交付決定後10年間継続して補助金の交付対象となる住宅 に居住することが見込まれること。だたし、町長が子世帯の構成員の一部が居 住できないと認める場合は、この限りでない。
 - (2) 申請日において親が1年以上継続して町内に居住していること。
 - (3) 申請日において子世帯は1年以上継続して町外に居住しており、次のいずれかの要件を満たすこと。
 - ア 子世帯の世帯主又は配偶者のいずれかが40歳以下であること。(1年以内に婚姻により新たに世帯を構成する予定の者を含む。)
 - イ 子世帯で養育される子が義務教育終了前であること、又は妊娠中の子がそ の出生後、子世帯内で居住する予定であること。
 - (3) 親世帯及び子世帯の構成員の全員が、町税の滞納がないこと。(転入者にあっては、転入前の市町村における市町村税をいう。)

- (4) 親世帯及び子世帯の構成員の全員が、この要綱に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。
- (5) 親世帯と子世帯が同居する場合において、親世帯の転居を伴うときは、第1 3条の完了実績報告書の提出時に、従前の親の住居等は取り壊し済み、売却済 み又は賃貸借契約の解除済みであること。
- (6) 親世帯及び子世帯の構成員の全員が、大口町暴力団排除条例(平成24年大口町条例第13号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でない者又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

(補助対象建物)

- 第4条 補助金の交付の対象となる住宅等(以下「対象建物」という。)は、次に 掲げる要件の全てを満たすものとする。
 - (1) 第13条の完了実績報告書の提出時において、子世帯が同居のために子又は 親のいずれかが町内に所有するもの又は子世帯が近居するために子が町内に所 有するもので、申請者の名義で所有権保存登記又は所有権移転登記をした住宅 等であること。
 - (2) 申請者が工事契約又は売買契約を締結した住宅等であること。
 - (3) 建築基準法(昭和25年法律第201号) その他の法令に基づき適正に建築された住宅等であること。
 - (4) 地震に対して耐震性が確保された住宅等又は、耐震改修を合わせて行う住宅等者しくは耐震性が確保される予定がある住宅等であること。
 - (5) この要綱の施行日以後の契約に基づき新築等し、リフォームし、又は取得した住宅等であること。
 - (6) この要綱に基づく補助金の交付を受けたことがない住宅等であること。
 - (7) 賃貸又は転売を目的とする住宅等でないこと。
 - (8) 町長が補助金の交付の対象として適当でないと認める住宅等でないこと。 (補助対象事業)

第5条 補助金の交付対象となる事業は、同居支援補助金の場合は、リフォーム (町内業者による工事に限る。)、新築等及び取得とし、近居支援補助金の場合は、 新築等及び取得とする。

(補助対象経費)

- 第6条 対象となる経費は、次に掲げる金額から次項に掲げる経費を除いた額とする。
 - (1) 対象建物のリフォーム又は新築等に係る建築工事請負契約金額
 - (2) 対象建物の取得に係る売買契約金額(対象建物が空家住宅等の場合は、土地代を含む。)
- 2 次に掲げる経費は、補助対象となる金額から除くものとする。
 - (1) 敷地造成工事費及び門、塀その他の外構工事にかかる経費
 - (2) 家具、家庭用電気機械器具等の購入、設置等に係る経費
 - (3) 物置、車庫等の購入及び設置並びにこれらに付随する経費
 - (4) 本町の他の補助金の補助対象事業となっている部分の経費
 - (5) その他町長が補助金の交付の対象として適当でないと認めるもの (補助金の額)
- 第7条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費に3分の2を乗じて得た額とし、40万円を限度とする。この場合において、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(事前相談)

- 第8条 申請者は、次条に規定する申請の前に、町長に相談しなければならない。 (交付申請)
- 第9条 申請者は、新築又はリフォームにあっては工事契約前、取得にあっては売 買契約前に、大口町同居支援補助金及び大口町近居支援補助金補助金交付申請書 (様式第1)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。
 - (1) 子と親の親子関係を証明できる戸籍全部事項証明書の写し
 - (2) 子世帯が、町外に継続して1年以上居住していることを証明できる住民票の 写し又は戸籍の附票の写し。子が同一世帯で養育する義務教育修了前の子ども

が胎児のみである場合は、母子健康手帳等の写し又は出産予定が分かる書類を 添付する。

- (3) 親世帯が、町内に1年以上継続して居住していることを証明できる住民票の写し又は戸籍の附票の写し
- (4) 対象建物の工事見積書又は売買契約書の写し
- (5) 補助対象経費内訳書(様式第2)
- (6) 補助事業の内容が確認できる図面等
- (7) 位置図
- (8) 親世帯及び子世帯の前年度の町税の納税証明書(子世帯は転入前の市町村における証明書)
- (9) その他町長が必要と認める書類等 (補助金の交付決定)
- 第10条 町長は、前条の規定による交付申請があったときは、当該申請の内容を 審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、大口町同居支援補助金及 び大口町近居支援補助金交付決定通知書(様式第3)により申請者に通知するもの とする。

(補助金の交付の条件)

第11条 町長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を 達成するため、必要な条件を付することができるものとする。

(対象事業の変更届等)

- 第12条 申請者は、次に該当する場合、遅滞なく大口町同居支援補助金及び大口町近居支援補助金交付変更(中止)届(様式第4)を町長に提出しなければならない。
 - (1) 住宅の新築等の工事内容を変更又は中止するとき。
 - (2) 住宅等の取得を変更又は中止するとき。
- 2 前項に該当するものが予定期間内に完了しないとき又は事業の遂行が困難となったときは、遅滞なくその旨報告し指示を受けるものとする。
- 3 町長は、第1項の変更届の提出があった場合は、補助金の交付決定を変更又は

中止することができる。

4 前項の規定により補助金の交付の変更又は中止を決定したときは、大口町同居 支援補助金及び大口町近居支援補助金交付決定変更(中止)承認通知書(様式第 5)により通知する。

(完了実績報告)

- 第13条 申請者は、対象建物に居住し、リフォームにあっては工事、新築等又は 取得にあっては所有権保存登記又は所有権移転登記がそれぞれ完了したときは、 大口町同居支援補助金及び大口町近居支援補助金完了実績報告書(様式第6)に 次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。
 - (1) 各事業に関する写真、領収書又は請求書の写し
 - (2) 世帯の住民票の写し。子が同一世帯で養育する義務教育修了前の子どもが胎児のみである場合は、母子健康手帳等の写し又は出産予定が分かる書類を添付する。
 - (3) 対象建物についての登記簿の全部事項証明書の写し
 - (4) 建築基準法その他の法令に基づき適正に建築された住宅等であることを証明できる書類の写し
 - (5) 世帯の構成員の一部が転居又は転出できないときの理由書(第3条第1項第 1号ただし書に該当する場合に限る。)
 - (6) その他町長が必要と認める書類
- 2 前項の報告書は、当該事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月20日までのいずれか早い期日までに提出しなければならない。ただし、町長が認める場合については、当該年度の3月31日までとすることができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、新築の場合において申請年度の翌年度に当該事業が 完了する場合は、当該事業の完了の日から起算して30日を経過した日までに第 1項の報告書を提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

- 第14条 町長は、前条によるの完了実績報告書を受理した場合において、その内容の審査等を行い、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、大口町同居支援補助金及び大口町近居支援補助金確定通知書(様式第7)により、申請者に通知するものとする。(補助金の請求及び交付)
- 第15条 申請者は、前条の通知書を受けた日から起算して10日以内に大口町同 居支援補助金及び大口町近居支援補助金請求書(様式第8)を町長に提出しなけ ればならない。
- 2 町長は、前項の請求書に基づき、申請者に対し、補助金を交付するものとする。 (交付決定の取消し及び補助金の返還)
- 第16条 町長は、申請者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、大口町 同居支援補助金及び大口町近居支援補助金交付決定取消通知(返還命令)書(様 式第9)により、補助金の決定を取り消し、又はその返還を命ずることができる。
 - (1) 虚偽の申請その他の不正の行為によりこの要綱による補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 前条の請求を行わないとき。
 - (3) 関係法令及びこの要綱に違反したとき。
 - (4) その他町長が不適当と認める事由が生じたとき。

(書類の保管)

第17条 申請者は補助金の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度の終了 後10年間保存しなければならない。

(危険負担)

第18条 この要綱により補助を受けた住宅のリフォーム又は新築等又は取得後に 生じた住宅の倒壊等による損害について、大口町は一切その責を負わない。

(実態確認)

第19条 町長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、補助金の交付から10年間は居住の実態を確認できるものとし、補助金の交付を受けた者はこれに応じるものとする。

2 町長は、前項の実態確認の結果、この要綱に違反していることが判明した場合は、第16条に基づく補助金の返還を命ずることができるものとする。

(その他必要事項)

第20条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、 町長が定める。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

大口町同居支援補助金及び大口町近居支援補助金交付申請書

年 月 日

(A)

+	\Box	Ħη	1	≣.
\mathcal{N}	ш	μЦ	ΙТ	\overline{x}

様

(申請者)

住所

氏名

電話

大口町同居支援補助金及び大口町近居支援補助金交付要綱第9条第1項の規定により、 補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実に相違ありません。

なお、同要綱に違反する事実が生じたときは、補助金の返還請求に応じます。

1	建築物等の概要

(1)	補助申請額		円	
(2)	地名地番			
(3)	事業時期		年 月	
(4)	事業の分類	□ 大口町同居支	7.接補助金	□ 大口町近居支援補助金
(5)	補助対象事業費	□リフォーム	□新築等 円	□取得
他の補助	金の活用状況			

2

補助等の名称		補助等の金額	P	∃
--------	--	--------	---	---

3 添付書類

- (1) 子と親の親子関係を証明できる戸籍全部事項証明書の写し
- (2) 子世帯が、町外に継続して1年以上居住していることを証明できる住民票の写し又 は戸籍の附票の写し。子が同一世帯で養育する義務教育修了前の子どもが胎児のみで ある場合は、母子健康手帳等の写し又は出産予定が分かる書類
- (3) 親世帯が、町内に1年以上継続して居住していることを証明できる住民票の写し又 は戸籍の附票の写し
- (4) 対象建物の工事見積書又は売買契約書の写し
- (5) 補助対象経費内訳書(様式第2)
- (6) 補助事業の内容が確認できる図面等
- (7) 位置図
- (8) 親世帯及び子世帯の前年度の町税の納税証明書(子世帯は転入前の市町村における 証明書)
- (9) その他町長が必要と認める書類等

補助金の交付申請についての同意及び誓約書

大口町同居支援補助金及び大口町近居支援補助金の受給資格・条件の確認及び 実態確認のため、私の住民登録状況、納税状況その他受給資格に関する事項につ いて、大口町が関係行政機関に調査を行うことに同意します。

また、補助金の交付を受けて居住する住居を、交付決定を受けた日から 10 年以上活用することを誓約します。

上記の内容について私も世帯員も、同意していることを誓約します。

	年	月	日	【親世帯】世帯主名				<u> </u>
	fr:		П	【フⅢ冊】Ⅲ冊→ ね				
	年	<u>月</u>		【子世帯】世帯主名				
(子世帯	寺が婚姻う	≒定の場	合)					
(7 🖂 11	年	月	日	【子世帯】婚約者名				(
	<u> </u>	Л	<u> </u>					
				【入籍予定日】	年	月	日	

補助対象経費内訳書

区分	項目	金額
		円
		円
		円
∀ ΛΛ ∀ ∇Ζ ± Φ.		円
総経費 又は取得費		円
八百九八页		円
		円
	消費税相当分	円
	合 計	円
		円
		円
		円
」		円
補助対象経費 又は取得費		円
NOW IN A		円
		円
	消費税相当分	円
	合 計	円
補助額		千円

[※]補助額は、千円未満の端数を切り捨てること。

[※]空家住宅等の場合は、住宅及び土地に係る経費を分けて記載すること。

 第
 号

 年
 月

 日

印

様

大口町長

大口町同居支援補助金及び大口町近居支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました大口町同居支援補助金及び大口町近居支援補助金については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

《建築物等の概要》	١
	"

1	地名地番	大口町
2	補助申請額	<u>円</u>
3	交付決定額	<u>円</u>

- 4 交付の条件
 - (1) 補助金に係る予算の執行の適正を期するため、町長が補助金の交付の申請その他の必要な事項について確認及び検査を求めたときは、これに協力すること。
 - (2) 関係法令及びこの要綱を遵守すること。
 - (3) 大口町内に同居又は近居の開始後10年以上同居又は近居をすること。ただし、町長が承認する場合を除く。
 - (4) その他町長が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めた条件

様式第4(第12条関係)

大口町同居支援補助金及び大口町近居支援補助金交付変更(中止)届

_		茯					年	月	日
)	て口町長	様	申請者	住所					
				氏名				EI	
				電話		_			
V	年 レた大口町同居支援 いので、大口町同居 Eにより届け出ます	補助金及び大 支援補助金及び	ロ町近居すび大口町が	丘居支援補助	ついて、	下記の	のとお	り変更	した
			記	ı					
1	地名地番	大口町							
2	交付決定額			<u>円</u>					
3	補助対象事業費			<u>円</u>					
4	変更 (中止) の内	容							
	※変更内容のわか	る図面、見積	書及び契約	り書等を添付~	すること	<u>L</u> 0			

5 変更(中止)の理由

 第
 号

 年
 月

 日

様

大口町長印

大口町同居支援補助金及び大口町近居支援補助金交付決定変更(中止)承認通知書年 月 日付けで届のあった大口町同居支援補助金及び大口町近居支援補助金交付申請の内容の変更(中止)については、下記のとおり変更(中止)を承認(却下)したので通知します。

記

1 補助金等の名称

2 地名地番 大口町

3 変更後の交付決定額 金 円

4 変更(中止)承認の内容

5 その他

大口町長様

(申請者)

住所

氏名

印

雷話

大口町同居支援補助金及び大口町近居支援補助金 完了実績報告書

年 月 日付 第 号により交付決定を受けました大口町同居支援補助金及び大口町近居支援補助金に係る事業が完了しましたので、関係書類を添えて報告します。

この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実に相違ありません。

《建築物等の概要》

1	交付決定額			<u>円</u>			
2	交付年月日	年	月	日	第	号	
3	地名地番						
4	補助対象事業費			Щ			

(添付書類)

- (1) 各事業に関する写真、領収書又は請求書の写し
- (2) 世帯の住民票の写し(子が同一世帯で養育する義務教育修了前の子どもが胎児のみである場合は、母子健康手帳等の写し又は出産予定が分かる書類)
- (3) 対象建物についての登記簿の全部事項証明書の写し
- (4) 建築基準法その他の法令に基づき適正に建築された住宅等であることを証明できる 書類の写し
- (5) 世帯の構成員の一部が転居又は転出できないときの理由書(第9条第1項第3号ただし書に該当する場合に限る。)
- (6) その他町長が必要と認める書類

様

大口町長

大口町同居支援補助金及び大口町近居支援補助金 確定通知書

年 月 日付で申請のありました大口町同居支援補助金及び大口町近居支援 補助金については、下記のとおり確定しましたので通知します。

記

- 1 地名地番
- 2 完了報告書提出年月日
- 3 交付決定年月日及び番号
- 4 交付決定額 金 円

大口町長様

(申請者)

住所

氏名

電話

大口町同居支援補助金及び大口町近居支援補助金交付請求書

大口町同居支援補助金及び大口町近居支援補助金交付要綱第15条第1項の規定により、補助金の額の確定に基づき請求します。

1	交付確定額					円
2	地名地番					
3	交付年月日	 年	月	日	第	号
4	補助対象事業費	_				円
5	振込口座情報					

	金融機関名	銀行 本店 金庫 支店 農協 支所
振込	預金の種別	普 通 ・ 当 座 (該当を○で囲む)
振込先金融機関	口座番号	
機関	フリガナ	
	口座名義人	

※記入上の留意事項

- ・振込先については、申請者と同一のものに限ります。
- ・口座名義人のフリガナはカタカナで記入し、濁点、半濁点は1字として記入して ください。

様

大口町長

大口町同居支援補助金及び大口町近居支援補助金交付決定取消通知(返還命令)書

年 月 日付で 第 号により交付決定した大口町同居支援補助金及び大口町近居支援補助金については、当該交付決定を取り消す(とともに、その返還を命ずる)ので通知します。

ついては、交付済の下記の金額を速やかに大口町に返還してください。

記

1 返還命令額 円

2 返還期限 年 月 日

3 返還納入先